

介護支援専門員資格更新のための研修フローチャート

平成21年3月

必要な研修を確認してください。

「介護支援専門員としての登録地」又は「(現在実務に従事している方は) 事業所の所在地」のいずれかが神奈川県である

YES

NO

申込時点で神奈川県内の事業所等にて実務に従事している(ケアプランを作成する業務をしている)

YES

NO

神奈川県では受講することはできません。(登録地が神奈川県以外の方は、登録都道府県へお問い合わせください。)

登録地が神奈川県である

研修開始時点で有効期間満了日まで1年未満である

YES

NO

実務経験が6ヶ月以上である

実務経験が6ヶ月以上である

この時点では神奈川県で受講することはできません。県外の事業所で従事している方は別途御相談ください。

YES

NO

YES

NO

専門研修課程 I
(33時間)
※①

申込時点で有効期間満了日まで1年未満である

専門研修課程 I
(33時間)
※①

更新のためには専門 II の受講も必要です

実務経験が3年以上

更新研修 33時間
(専門 I 相当)
※①

実務経験が3年以上

YES

NO

YES

NO

過去に実務に就いていたことがある

実務経験が3年以上

更新研修 33時間
(専門 I 相当)
※①

更新のためには更新 20時間の受講も必要です

更新研修 33時間
(専門 I 相当)
※①

更新のためには更新 20時間の受講も必要です

申込時点で有効期間満了日まで1年未満である

専門研修課程 II
(20時間)
※②

更新研修 20時間
(専門 II 相当)
※②

この時点では専門 II を受講することはできません。

この時点では受講することはできません。

更新研修 20時間
(専門 II 相当)
※②

更新研修 44時間
(実務研修相当)

更新のためには専門 I 又は更新 33時間の受講も必要です

登録地が神奈川県以外で有効期間満了日まで1年未満の方は、登録都道府県へお問い合わせください。

更新のためには専門 I 又は更新 33時間の受講も必要です

登録都道府県へ更新申請手続き(有効期間満了日の1年前からしかできません)後、更新完了

神奈川県登録の方は、神奈川県社会福祉協議会で更新申請を受理した日に遡って交付します。

注意: 研修を受講しただけでは更新になりません。申請が必要です。

研修の一部免除について

- ※①: 神奈川県において平成 16・17 年度に実施した旧基礎研修課程 I 又は II 修了者 (I・II どちらかでも可) は、専門研修課程 I・更新研修 33 時間 (専門 I 相当) は免除されます。**専門 I の免除はこの場合のみ**
 - ※②: 神奈川県において平成 16・17 年度に実施した旧専門研修課程修了者は、専門研修課程 II・更新研修 20 時間 (専門 II 相当) に一部免除科目があります。
過去にいくつ研修を修了していても、専門研修課程 II を修了したとはみなされません。
- (他都道府県において受講した場合は免除の対象とされる年度が異なる場合がありますので、受講した都道府県へお問い合わせください)